

## 広島県・広島市連携のための合同研究会設置要綱

### (設置)

第1条 広島県（以下「県」という。）と広島市（以下「市」という。）は、広島県・広島市連携のための合同研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 研究会は、県及び市がそれぞれ実施している類似の事務事業等について分析を行い、その事務事業等に係る県・市の連携や役割分担を整理することで、広島県民及び広島市民にとって、より有益な行政サービスの提供のあり方を取りまとめることを目的とする。

### (構成員)

第3条 研究会は、県地域政策局地域魅力づくり・国際平和推進担当部長、都市圏魅力づくり推進課、市町行財政課及び総務局経営企画チームの職員並びに市企画総務局政策企画部長及び政策企画課の職員をもって構成する。

### (会議)

第4条 研究会は、必要に応じ、構成する者の協議によって開催する。

2 研究会は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第5条 研究会の庶務は、市企画総務局政策企画部政策企画課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、県及び市が協議して定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年2月13日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。